

ベネッセサイエンス教室 ベネッセ文章表現教室 サービス契約約款

第1条 (契約の成立)

生徒及び保護者は、本約款並びに株式会社東京個別指導学院（以下「学院」といいます。）の指定する申込書（ウェブサイト上申込を含みます。以下「申込書」といいます。）及びその他の書類の内容を承諾のうえ、学院に対して申込書を提出し、学院がこれを承諾することにより、当該生徒及び保護者と学院との間に、本約款に基づいて学院が提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する契約（以下学院と当該生徒及び保護者の間で成立した契約を「本契約」といい、本契約を締結した生徒及び保護者を「会員」といいます。）が成立するものとします。

第2条 (約款の適用)

本約款は、別に定めのない限り、すべての会員に対して適用されるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

第3条 (受講環境の構築)

会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器を自己の費用と責任において準備及び維持するものとし、また、自己の費用と責任において任意の電気通信事業者及び任意のプロバイダを経由して本サービスに接続するものとします。

第4条 (契約期間)

- 1 学院は、毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度とし、毎月1日から毎月末日までを1月度とします。
- 2 本契約は、1月度の単月度契約とし、会員から第17条第1項の規定に従った本契約終了の申出がない場合、自動的に1月度延長するものとし、以後同様の取扱によるものとします。
- 3 学院が別途定めるオプション講座については、学院と会員の間で別途合意した場合を除いてその期間に限定した追加の契約とし、学院又は会員から契約終了の申出がない場合であっても、当該契約は、延長しないものとします。

第5条 (本サービス・役務の内容)

- 1 本サービスの内容は、以下のとおりとします。
 - (1) 「ベネッセサイエンス教室」とは、幼児（年中、年長。）、小学生（1年生から6年生まで。）を対象にした「問題解決のプロセスを通して科学的思考力を身につける教室」であり、対象に応じた授業を教室で行うものとします。
 - (2) 「ベネッセ文章表現教室」とは、小学生（2年生から6年生まで。）を対象にした「筋道を立てて考え、相手に伝わるように表現できるようにする」ことを目的とした「論理的思考・クリティカルシンキング力・コミュニケーション力・表現力」を伸ばす教室であり、対象に応じた授業を教室又はインターネットシステムを介して行うものとします。
- 2 会員は、申込書記載のクラスに所属するものとし、学院は、会員に対して申込書記載の教室又はインターネットシステムを介して（インターネットを介しての授業はベネッセ文章表現教室に限ります。以下同じです。）、当該クラスに所属する会員に対して授業を提供するものとします。ただし、インターネットシステムを介しての本サービスは、学院と会員の双方が合意した場合にのみ、提供できるものとします。

なお、学院が申込書記載のクラスにおいて授業を行い得る体制を整えている限り、会員が現実に授業を受けるか否かを問わず、授業の提供を行ったものとします。
- 3 学院は、契約期間中にクラスの登録在籍者が5名未満（インターネットシステムを介して授業を行うクラスの場合は、2名未満。）となった場合は、該当クラスを他クラスと統合し、又は、該当クラスの在籍者を他のクラスへ登録変更することができるものとします。また、同一学年で開講しているクラスが定員に達した場合、クラスを新設することができるものとします。
- 4 各授業の種別と定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「通常授業」とは、会員が登録しているクラスの日程の授業をいうものとします。
 - (2) 「振替授業」とは、会員と同学年の他クラスの授業をいうものとします。（申込書記載の教室若しくは他の教室又はインターネットシステムを介した受講とします。）
 - (3) 「代替授業」とは、学年毎に各教室で予め設定した予備の時間枠での授業をいうものとします。
- 5 学院は、会員に対して学院が定めるその他の役務を提供できるものとします。
- 6 学院は、本条の定めに従って本サービスの提供を行う義務を負いますが、生徒の能力・成績等の向上又は志望校の合格を保証するものではないものとします。

第6条 (振替授業及び代替授業)

- 1 会員は、自己の都合で授業を遅刻し、又は、授業を受講できない場合、原則、遅刻・欠席する授業実施日の開始時刻前までに教室に対して連絡するものとします。
- 2 会員は、通常登録している教室に対して前項の連絡をすることにより、振替授業を受講できるものとします。
- 3 緊急事態（急な発熱、教室への往復途中の事故等。）が起こった場合を除いて会員が第1項の連絡なく通常授業を受講しない場合には振替授業を受講できないものとし、学院は、受講費を返還しないものとします。

- 4 授業の内容は、1ヵ月ごと（ベネッセ文章表現教室は、2週間ごと。）に切り替わるため、会員が自己の都合で受講できなかった通常授業と同一内容の授業が実施されている期間内に前項に定める振替授業を受講できない場合は、当該通常授業と内容が異なる翌月実施の代替授業の受講となります。
- なお、会員が翌月実施の代替授業も受講できなかった場合には、会員が自己の都合で受講できなかった通常授業にかわる代替授業を受講することはできないものとします。この場合、学院は、会員が受講することができなかった通常授業に使用する教材類をご自宅に送付、又は、次回来校時にお渡しするものとし、受講費を返還しないものとします。
- 5 前項に拘らず、各クラスに定員を設けていることから、以下の場合、会員の希望するクラスでの振替授業又は代替授業の受講ができない場合があるものとし、会員は、予めこれを承諾するものとします。
- (1) 会員が希望する振替授業のクラス又は代替授業のクラスが定員に達している場合。
- (2) 教室への事前連絡なく、授業当日に振替授業又は代替授業を申出た場合。
- 6 会員が授業に原則15分以上遅刻された場合は、授業を受講できないものとします。ただし、この場合、本条に従って、振替授業又は代替授業を受講できるものとします。
- 7 本条に定める代替授業は、ベネッセサイエンス教室の年中クラスには適用しないものとします。

第7条（料 金）

- 1 学院が提供する本サービスの料金の定義は、以下のとおりとします。
- (1) 登録料 入会に伴うシステム登録費用。
- (2) 受講費 学院が会員に提供する授業に関する費用（ノート教材、実験材料、自宅教材、保険、冷暖房・施設管理費用、システム管理費用を含みます。）。
- (3) 白衣・ゴーグル代 ベネッセサイエンス教室で行う授業にて使用する白衣・ゴーグルの費用。
- (4) その他費用 前各号のほか、本サービスの提供に必要な費用。
- 2 前項の料金の金額は、いずれも学院の別途定める「費用のご案内」に記載されたとおりとします。
- なお、受講費は、原則として毎月発生するものとします。

第8条（料金の支払）

- 1 会員は、学院の別途定める「お支払方法のご案内」に従って登録料、受講開始月及び翌月の受講費、その他申込書等に記載された費用（以下総称して「初回納入金」といいます。）を学院の指定する期日までに学院の指定するコンビニ振込用紙にて特定のコンビニエンスストアから振込む方法により、支払うものとします。
- なお、振込手数料は、会員が負担するものとします。
- 2 会員は、初回納入金支払以降発生する毎月の受講費、その他必要に応じて発生する費用を学院の指定する期日までに口座振替又はクレジットカード支払にて前払いするものとします。口座振替及びクレジットカード支払を行うために必要な手続が完了するまで、又は、支払ができなかった場合は、前項と同様コンビニ振込用紙にて支払うものとします。

第9条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、事前に学院の書面による承諾を得た場合を除いて本契約に基づく会員たる地位及び本契約に基づいて生じる権利義務を第三者に移転してはならないものとします。

第10条（ID及びパスワードの利用・管理）

会員は、自己の本サービス利用時のID及びパスワードの利用と管理について責任をもつものとし、ID及びパスワードの開示、譲渡、貸与、その他会員以外の者にID及びパスワードを利用させること、若しくは、これらと同視される行為を一切禁止とします。学院は、会員のID及びパスワードが第三者に利用されたことにより会員に生じた損害については、学院の故意又は重大な過失による場合を除いて一切その責任を負わないものとします。

第11条（本サービス上の提供物の利用）

- 1 学院は、会員に対して学院が特に認めた場合を除いて本サービスに伴って学院からの提供を受けた書面、電子データ、その他の情報について、複製（録音、録画を含みます。）、翻案・翻訳・その他の二次的著作物作成等の行為並びに出版、公衆送信、頒布、譲渡、貸与等の一切の利用を禁止するものとします。
- 2 学院は、会員において前項に違反する行為が行われたと認めた場合、当該会員に対していつでも当該行為の中止、複製物等の破棄を求めることができるものとします。この場合、当該会員は、直ちに学院の求めに従わなければならないものとします。

第12条（会員提供情報の利用）

学院は、授業中の様子を撮影した写真、映像等の情報、会員が本サービスを受けるにあたって提供した情報及び学院からのアンケート等への回答として提供した情報（以下総称して「会員情報」といいます。）を本サービス向上、学院の広告宣伝、各種研究開発等、学院の事業に関連する目的の範囲内で自由に利用できるものとします。この場合、学院は、会員情報を必要な範囲内において複製、修正、改変、要約、翻訳、翻案等を行うことがあり、会員は、予めこれを承諾するものとします。ただし、学院は、会員個人が特定できる情報を第三者提供する場合には、会員に対して事前の承諾を得るものとします。

第13条（本サービス提供の場所等）

- 1 学院は、申込書記載の教室又はインターネットシステムを介して本サービスを提供するものとします。ただし、教室の移転、閉校、そ

の他やむを得ない事情があるときは、他の教室で本サービスを提供することがあり、会員は、予めこれを承諾するものとします。また、学院と会員の双方が合意した場合にのみ、インターネットシステムを介して本サービスが提供できるものとします。

- 2 会員は、会員に転校、転居、その他やむを得ない事情があるときは、学院の承諾を得て、申込書記載の教室以外の教室で本サービスの提供を受けることができるものとします。

第14条（申込書記載内容の変更等）

- 1 会員は、申込書記載の住所等個人情報に変更が生じた場合は、学院所定の書面（ウェブサイト上の申込を含みます。以下、第24条を除いて同じです。）にて、申出るものとします。
- 2 学院は、申込書又は前項の書面記載の個人情報に従って、本サービスの提供及び通知又は送付書類等の発送等を行えば足りるものとします。また、会員がやむを得ない事由なく、前項の申出を怠ったことにより、学院からの通知又は送付書類等が延着又は不到着となっても、学院からの通知又は送付書類等は、申込書又は前項の書面記載の住所に通常到着すべき時に会員に到着したとみなすものとします。

第15条（クーリング・オフ）

- 1 会員は、本契約成立後、会員が申込書〔写し〕を受領した日を含めて8日以内をクーリング・オフ期間として、学院に対して学院所定の書面により申込の撤回又は本契約を解除できるものとします。
なお、本契約の解除に伴い、別途申込の白衣・ゴーグル、オプション講座等、本契約に付随するその他一切の契約も同時に解除されるものとします。
- 2 前項の撤回又は解除は、会員が撤回又は解除する旨を記載した書面を学院宛に発信した時にその効力を生じるものとします。
- 3 第1項による撤回又は解除にあたっては、手数料は、不要とし、学院は、損害賠償又は違約金若しくは学院が既に引渡した教材等の引取に要する費用、学院が提供した本サービスの対価、その他の金員の支払を請求しないものとします。
- 4 第1項による撤回又は解除がなされた場合、学院は、会員が既に支払済の初回納入金を学院所定の方法により速やかに返還するものとします。
- 5 第1項による撤回又は解除にあたって学院が求めた場合、会員は、本サービスの提供にあたり学院から交付済の教材等を学院に返還するものとします。ただし、その返還費用は、学院が負担するものとします。

第16条（休 会）

- 1 休会とは、会員が会員の都合で該当授業を1ヵ月以上3ヵ月以内の期間内で休むことをいうものとします。
- 2 会員は、休会する場合、学院の定める期日までに学院所定の書面にて申出ることにより、休会できるものとします。
- 3 会員が前項の休会の手続を行った場合、学院は、休会期間の受講費の支払を免除するものとします。ただし、休会単位は、月単位とし、日割計算による返金を行わないものとします。
- 4 休会中の会員が休会期間を短縮する場合は、学院の定める期日までに学院所定の書面にて申出ることにより、休会期間を短縮できるものとします。ただし、休会期間を短縮する場合、会員は、希望するクラスでの受講の再開ができない場合があることを予め了承するものとします。

第17条（本契約の終了）

- 1 会員は、学院の定める期日までに学院所定の書面にて申出ることにより、本契約を終了させることができるものとします。ただし、受講開始月に申出があった場合は、第15条の定めを除き、受講開始月の翌月末日をもって契約を終了させることができるものとします。また、本契約の終了に伴い、別途会員が学院に対して申込済の本契約に付随するその他一切の契約も同時に終了されるものとします。
- 2 前項の場合、学院は、会員が月の途中で本契約を終了する場合においても、受講費を日割計算により返還しないものとします。また、登録料及び白衣・ゴーグル代を返還しないものとします。

第18条（本サービスの一時停止）

学院は、次の各号に該当する事由が発生し、又は、発生するおそれがある場合、会員に事前の予告なく、本サービスの全部又は一部を一時的に停止できるものとします。

- (1) 天変地異、通信回線の事故等をやむを得ない事由。
- (2) 設備・システムの保守又は工事でやむを得ない事由。
- (3) 設備・システムの障害、その他やむを得ない事由。
- (4) 法令による規制、司法・行政命令等の適用。
- (5) 学院又は会員のコンピュータシステムに対する第三者からの不正アクセス又はコンピュータウイルス等による侵害。
- (6) その他学院が本サービスの停止が相当であると認める事由。

第19条（免責事項）

- 1 学院の責めに帰すべき事由により、本サービスの利用に起因又は関連して会員に損害が発生した場合、学院は、会員が学院に支払った初回納入金及び受講費の総額を限度として、会員に生じた通常かつ現実の損害の賠償をする責任を負うものとします。ただし、学院に故意又は重大な過失がある場合を除くものとします。
- 2 学院は、次の各号に該当する損害につき如何なる責任を負わないものとします。

- (1) 前条各号に定める事由が生じたこと、又は、前条に基づいて学院が本サービスの全部又は一部を停止したことにより会員又は第三者が被った損害。
- (2) 会員が第20条に違反し、これにより会員又は第三者が被った損害。
- (3) その他会員が本サービスを利用できないことに起因して会員又は第三者が被った損害。

第20条 (禁止事項)

会員は、本サービスを利用するにあたり次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 自己の学習目的から大きく逸脱する行為。
- (2) 広告活動、選挙活動、布教活動等及びねずみ講、その他の勧誘行為。
- (3) 第三者に迷惑をかける行為及び社会通念上許されない行為、その他公序良俗に反する行為。
- (4) 法令及び本約款の定め反する行為。
- (5) 他の利用者のID及びパスワードを利用する行為。
- (6) 本サービスの正常な運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為。
- (7) 学院が有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権、ノウハウ、ドメインネーム、コンピュータープログラム、これに類似する権利、及び営業秘密その他の秘密情報を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (8) その他学院が不適切と認めた行為。

第21条 (提供中止及び契約解除又は解約)

- 1 学院は、会員が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要することなく直ちに当該会員に対する本サービスの提供を中止し、会員に対してIDの利用を停止又は本契約の解除若しくは解約を行うことができるものとします。
 - (1) 会員が本約款に違反した場合又はそのおそれがある場合。
 - (2) 会員が第8条に定める初回納入金又は受講費の支払を履行しない場合。
 - (3) 会員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他のこれらに準ずる反社会的勢力（以下これらを「暴力団関係者等」といいます。）である場合、又は、暴力団関係者等でなくなった時から5年を経過しない者である場合。（ただし、かつて暴力団関係者等であっても、当該反社会的組織から完全に決別したと学院が認めた場合は、この限りではないものとします。）
 - (4) 会員がことさらに、自身が暴力団関係者等である旨を伝え、あるいは、自己の関係する関係団体又は関係者が暴力団関係者である旨を伝えるなどした場合。
 - (5) 会員が自ら又は第三者をして学院又は他の会員（以下これらを「学院等」といいます。）に対して詐術・暴力的行為又は脅迫的言辭を用いるなどした場合。
 - (6) 会員が自ら又は第三者をして学院等の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (7) 会員が自ら又は第三者をして学院の業務を妨害し、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。
 - (8) 会員が犯罪行為、公序良俗に反する行為、法令又は条例に違反する行為、あるいは、これらに該当するおそれのある行為をした場合。
 - (9) 生徒の能力・成績等の向上及び学院の指導方針・運営方針に関する会員の要望又は要求が学院の判断・認識と著しく乖離し、相容れないと認められた場合。
 - (10) その他学院が会員の本サービスの利用について不適切と判断した場合。
- 2 前項により学院が本サービスの提供の中止、IDの利用停止又は本契約の解除若しくは解約をした結果、会員又は第三者が被った損害等について、学院は、一切その責任を負わないものとします。

また、学院は、支払済の初回納入金又は受講費を返還しないものとします。
- 3 第1項により学院が本サービスの提供の中止、IDの利用停止又は本契約の解除若しくは解約をした場合において、未払の初回納入金又は受講費があるときは、会員は、直ちにその全額を支払うものとします。

第22条 (損害賠償)

会員が本約款に違反する行為をなし、学院に損害を与えた場合、学院は、会員に損害の賠償を請求できるものとします。

第23条 (本サービスの停止・終了)

学院は、学院の都合により事前の通知なく、本サービスの全部又は一部を停止又は終了できるものとします。

なお、会員が支払済の初回納入金及び受講費（ただし、本サービスの提供を受けていない部分に限ります。）については、学院所定の方法及び時期により精算するものとします。ただし、白衣・ゴグル代については、返還しないものとします。

第24条 (約款の変更)

- 1 学院は、法令に基づく範囲内で本約款を変更することができるものとします。
- 2 学院は、本約款を変更する場合、約款変更の効力が生ずる日を定め、当該効力が生じる日の1ヵ月前までに、会員に対して変更事項を書面により通知し、又は、学院の運営するサイトにおいて掲示するものとします。

なお、通知到達後又は掲示後1ヵ月を経過しても会員から第17条第1項に従った本契約終了の申出がない場合、又は、変更後の約款

による本サービスを利用した場合、会員は、変更内容を承諾したものとみなし、変更後の約款を適用するものとします。

第25条（準拠法）

本約款に関する準拠法は、日本国法令とします。

第26条（管轄の合意）

本約款に定める事項、その他学院と会員との間の紛争等に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

2024年1月29日
株式会社東京個別指導学院